

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	平成 24 年度第 1 回姫路市自然保護審議会
2 開催日時	平成 25 年 1 月 25 日（金曜日） 9 時 00 分～16 時 30 分
3 開催場所	姫路市役所 6 階 建設局会議室 安富地域事務所 2 階 会議室
4 出席者又は欠席者名（敬称略）	（出席者）相坂耕作、家永善文、伊賀肇一、大西公子、古角孝之、嵯峨山務、四方俊郎、 圓尾哲也、宗實久義、毛利幸弘 （欠席者）なし （事務局）建設局長 : 後藤竜一 建設局 みどり整備室長 : 新井啓二 みどり整備室主幹 : 木村直行 みどり整備室 : 加藤賢一郎、清瀬哲二、水野智文
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人 0 名
6 議題又は案件及び結論等	(1) 会長・副会長の選出 会 長：家永善文委員（兵庫県自然保護指導員、姫路花銀行会長） 副会長：古角孝之委員（姫路科学館館長） (2) 現地視察 ・保存樹及び保護地区等の指定候補の現地視察 (3) 保存樹及び保護地区等の指定及び解除 ・保存樹及び保護地区等の指定の可否についての審議 ・指定を解除した保存樹の報告 ・質疑応答等
7 会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

平成 24 年度 第 1 回姫路市自然保護審議会 会議録（内容）

1. 局長挨拶
2. 新委員紹介
3. 議題

(1) 会長・副会長の選出

会 長：家永善文委員（兵庫県自然保護指導員、姫路花銀行会長）

副会長：古角孝之委員（姫路科学館館長）

(2) 現地視察

ア 視察内容

家島町、香寺町、安富町及び夢前町の保存樹及び保護地区等の候補がある 11 箇所の視察

イ 現地説明概要

今回の審議は、合併前の旧 4 町にある保存すべき樹木や森を姫路市自然保護条例の規定に基づき、保存樹や保護地区等に指定するにふさわしいかどうかを審議するもの。多数の候補があるため、天然記念物及び国立自然公園に指定されている 14 箇所の 33 候補及び旧姫路市内で樹木の所有者から保存樹の指定要望のあった 1 箇所 1 候補を今回審議し、残りは来年度以降に審議する。現地視察に関しては、時間と交通事情の関係で 11 箇所行い、現地視察を行わない 4 箇所に関しては資料の写真や事務局からの説明を基に審議する。

保存樹とは、姫路市自然保護条例第 9 条第 4 項に「市民に親しまれ若しくは由緒由来がある樹木(樹林を含む)、すぐれた美観を呈する樹木又は貴重な樹木で保護することが必要な樹木」とあり、具体的な指定基準は姫路市保存樹の指定事務取り扱い要綱第 5 条に次のとおり決められている。

(1) 単独樹木 次のいずれかに該当し、健全な生育をしているものであること。

(a) 高性のもで地表からの高さが 10メートル以上で、地表から 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5メートル以上であること。ただし、株立ちした樹木は、1.5メートルの高さにおける幹の周囲の和が 2.5メートル以上であること。

(b) 低性のもで枝葉の広がりの占める面積が 10平方メートル以上で樹齢が推定 100年以上であること。

(c) 樹齢が推定 200年以上であること。

(d) 珍しさにおいて特にすぐれているものであること。

(2) 並み木 一列につき 10本以上の保存すべき同一種類の樹木によって構成されているものであること。

(3) 森 一定の土地に 10本以上の保存すべき樹木が群生しているものであること。

(4) 樹林 樹林の占める土地の面積が 500平方メートル以上であること。

ただし、この条件は一つの目安であり、条件を満たせば保存樹に即指定というわけでない。保存樹のある場所の地域性、既に指定されている同樹種の保存樹との比較や、人との関わりなどを総合的に判断して審議する。かつては小学校校区のシンボリック的存在として基準に満たないものも指定したこともある。

姫路市自然保護条例第 14 条には「何人も、保存樹の保存に影響を及ぼす次の行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合はこの限りでない。」とあり、

次のような行為の制限を規定している。

- (1) 枝条の切除
- (2) 剥皮
- (3) 断根
- (4) その他前各号に掲げるもののほか良好な生育を妨げる行為

ただし、同第2項で「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの並びに非常災害時の応急措置として行う行為については、前項の規定は適用しない。」とあり、管理者が必要に応じて剪定することなどはこれに当たる。

姫路市自然保護条例第20条には「市は、保存樹等の保護のため必要があると認めるときは、予算の範囲内で必要な費用の一部を補助することができる。」とあり、保存樹に指定されると、年間管理補助金及び剪定等補助金が助成される。

(3) 保存樹及び保護地区等の指定及び解除

ア 保存樹及び保護地区等の指定の可否についての審議

現地視察及び事務局及び委員が準備した資料に基づき、保存樹及び保護地区等の候補地15箇所の指定に関して審議を重ね、多数決にて別紙「保護地区及び保存樹等指定候補審議結果一覧表」のとおり決定した。主な審議内容は以下のとおり。

(辻井箭吹宅のビャクシンについて)

委員：かなり管理がよく剪定も行き届いていたが、保存樹そのものはなるべく自然のままがいいという考え方もある。姫路市では、保存樹の管理に関してどのようにするのが適当と考えているかを教えていただきたい。

事務局：条例等では枝条の切除等の行為は制限されているが、通常の管理行為や軽易な行為に関してはその限りでない。現在、指定されている保存樹でお寺や個人宅にある樹木は比較的人の手が入っていることが多い。町の中の保存樹に関しては、隣近所に迷惑にかけないようにある程度の剪定は通常の管理行為として必要となってくる。

審議の結果、ビャクシンを保存樹として指定することになった。

(香寺町の八徳山のコヤスノキについて)

事務局：コヤスノキは兵庫県内では西播磨の一角のみに分布し、岡山県にもわずかに分布する。雌雄異株で樹高が2～4mのものが多く10mを超えるとほぼ枯れる木である。八徳山には300株を超えるコヤスノキが分布しているのが確認されている。

委員：コヤスノキは兵庫県内の「兵庫県植物目録」にもチトセカズラやノジギクと共に兵庫県の代表する珍しい木として掲載されている。コヤスノキそのものを保護してはどうか。

事務局：コヤスノキそのものを保護植物として指定する方法と、コヤスノキが多く存在する八徳山を植物保護地区として指定する方法がある。保護植物として指定された場合は、姫路市自然保護条例第9条「何人も、保護動植物の捕獲、採取、き損又はその卵の採取をしてはならない。」とあるように行為の制限があるほかに、保護のために必要と認められる場合に市は費用の一部を助成することが出来る。保護植物の場合は、八徳山以外にも書写山や

広峰山等に存在するコヤスノキも保護対象となる。また、保護地区として指定した場合は、八徳山の保護地区内における定められた行為の届出を義務化することにより植物の保護を行おうとするもので、助成金の制度はない。

審議の結果、コヤスノキを保護植物として指定することになった。

委員：保護植物として指定した場合、新たに植樹したりして増えたコヤスノキの場合も助成対象となるのか。

事務局：自然保護の制度であり、基本的には自然木を対象とするが、補助申請ごとに判断する。

(安富町塩野大歳神社のカヤの木について)

委員：同じ場所にあったフジとセットで保存樹に指定することは可能か。

事務局：カヤの木とフジの木をばらばらで2本指定する方法とカヤとフジを一セットとして指定することは可能。既にエノキとムクノキの合体木として指定されている例がある。別々に審議して指定する場合、カヤの木は保存樹に指定されてフジの木が指定されなかった場合、フジの木が枯れそうになっても助成は出来ないが、セットで指定した場合はどちらかが枯れそうになっても助成できる。

審議の結果、カヤとフジの共存木として指定することになった。

(安富町朽原天神のシイ林及びコジイの木について)

事務局：安富町の朽原天神はシイ林として市の天然記念物になっている。今回は現地視察していないが、事前に古角副会長に現地視察に同行してもらっているのでご説明頂きたい。

委員：シイ林として貴重なものとは感じられなかった。この場所をシイ林として指定するならば、櫃倉神社のシイ林の方が立派だったのでそちらを指定したほうがよい。コジイの大木が大変目立つがそれ以外のシイで印象に残るものはなかった。シイ林として登録するのは時期尚早だと思う。

委員：個人的に事前に調査したが、シイが林を形成しているというよりは散在しているという感じであった。

事務局：コジイの大木は資料の写真に写っている職員と比較してもらおうとその大きさが推測できると思う。シイの木でもイタジイの指定はあるが、コジイとしてはまだ指定されていない。

審議の結果、コジイの木のみを保存樹として指定することになった。

(安富町水尾神社のヒメボタルについて)

委員：安富町の水尾神社のヒメハルゼミは今回動植物保護地区として指定されたが、ヒメボタルも生息しているのでヒメボタルの指定も検討してほしい。

事務局：ヒメボタルは他にも確認されている生息地があり、事務局としては現段階では調査不足のため、昆虫に詳しい相坂委員等にご意見を頂きながら、必要であれば来年度以降の審議会の検討事項としたい。

審議の結果、ヒメボタルの審議を来年度以降の審議会で実施することになった。

(安富町雪彦山のカツラについて)

委員：県下では但馬地方に大きなカツラは多いが播州地方では珍しい。簡単に行ける場所がないのが難点。

事務局：簡単に行ける場所でないが、苦労していった後で見るカツラは感動も大きい。事前に調査に行ったときの印象では、樹の勢いもあった。

審議の結果、カツラの木2本をそれぞれ保存樹として指定することになった。

委員：保存樹を見学する人が行きやすいように、保存樹までの看板をきちんと整備してほしい。「保存樹まであと〇〇m」等の距離も看板に記入してほしい。

(家島町家島神社のウバメガシ林について)

事務局：事前に事務局の職員でウバメガシ林について調査に行ったところ、神社の森の中にはウバメガシ林だけでなくすばらしい原生林があったので、後日再度古角副会長に同行してもらい調査を行った。

委員：ウバメガシ林以外にもシイの大木やモチノキの大木がたくさんあり、また低いところにヤブツバキがあるなど、しばらく滞在したいと思うほどのすばらしい照葉樹林が見られた。アリドオシの群生は珍しい。

委員：神社内にタワヤモリ、ヒナカマキリ、マイコトラガなどの兵庫県レッドデータブックに記載されている希少な動物も生息しているので是非保護すべきである。

委員：ヤモリやガなどは、ウバメガシ林というよりむしろシイ林のほうに生息している可能性があると思われるので、ウバメガシ林だけでなく全体の森を指定してはどうか。

事務局：保存樹の指定基準に「保存樹」「並み木」「森」「樹林」の4種類があり、「森」の定義は「一定の土地に10本以上の保存すべき樹木が群生しているもの」で、「樹林」は「樹林の占める土地の面積が500㎡以上であること」となっている。家島神社の場合、「森」か「樹林」のどちらかに指定することが適当であると思われる。

審議の結果、樹林として指定することになった。

事務局：今回の指定は「樹林」となったが、「樹林」の中に立派な大木があれば重ねて「保存樹」としての指定も可能である。

イ 指定を解除した保存樹の報告

前回の審議会（平成6年度）以降に保存樹の指定を解除した樹木に関して事務局より「保存樹の指定を解除（廃止）した樹木一覧表」のとおり報告をした。

委員：解除した日付を調査しておいて欲しい。

事務局：過去の資料を分かる範囲で調査したが、解除した日付に関しては不明である。今後は、解除した日付も含めて報告するようにしたい。

ウ その他質疑応答等

委員：指定した保存樹が枯れて、保存樹の見学に行っていた人に落下して怪我をしたりすることなどがないように気を付けていただきたい。

- 委員：今後、保存樹の保存に関するアドバイスなどが必要であれば、遠慮なく相談して欲しい。
- 委員：美術館にアキニレの保存樹の看板があるがどこにあるか分からないので教えて頂きたい。
- 事務局：場所によっては保存樹の近くに看板が立てられないこともあるので、離れたところにある可能性もある。詳しい場所は調査して連絡する。
- 委員：樹木は根を踏まれると弱るので根を守る工夫が必要。
- 会長：所有者の方に、事務局から積極的に保存樹の保存に関するアドバイス等を行って欲しい。